## 事業所内掲示(ご利用者様向け説明文書)

(1) 本事業所は、京都府知事の指定を受けた居宅介護等事業者です。

京都府 第26122800215号…居宅介護 (平成18年10月1日付)

…重度訪問介護(平成18年10月1日付)

…行動援護(平成18年10月1日付)

※いずれも平成30年10月1日更新

- (2) 居宅サービス計画に基づき、訪問介護員を派遣し、居宅介護等サービスを行います。 詳細は受付までお申し出ください。
- (3) 本事業所の管理者は「北川 洋子」です。
- (4) 本事業所の職員体制は、以下の通りです。
  - ・管理者1名 ・サービス提供責任者6名 ・訪問介護員38名 ・事務員3名
- (5) 営業日および営業時間は次の通りです。
  - ①営業日:年中無休です。 ②営業時間:午前7時~午後9時までです。
- (6) 居宅介護サービスの内容は、次の通りです。
  - ①身体介護
- ②家事援助
- ③通院等介助
- (7)通常の事業の実施範囲は、城陽市及び宇治市の一部地域(小倉町、大久保町、広野町、伊勢田町)です。
- (8) 利用料は、次の通りです。
  - ①当該居宅介護サービスの料金は、受給者証に記載される額とします。
  - ②交通費については、通常事業の実施地域を越えてから片道あたり、以下の額となります。
    - 5 k m未満 4 0 0 円
    - 5 k m以上7 k m未満 500円 以降、1 k m増すごとに100円を加算(左記の額に加算)
  - ③キャンセル料については、サービスを中止する場合にご負担いただく場合があります。

サービス実施予定日の前日21時以降に連絡があった場合 200円

サービス実施予定日の活動予定時までに連絡がなかった場合 400円

- ④その他の費用の徴収が必要となる場合は、その都度ご説明させていただきます。
- (9) サービス内容に関する相談・苦情の窓口は、以下の通りです。
  - ・城陽市社協 訪問介護センター

相談窓口(担当者 北川 洋子)

0774 - 54 - 7744

苦情受付(担当者 名越 友和)

0774 - 54 - 7744

· 城陽市福祉保健部福祉課

0774 - 56 - 4033

京都府障害者保険福祉課支援費係

075-451-8111 (内線4601)

※上記のこと以外に質問がございましたら、遠慮なく受付までお申し出ください。